

1. 改正の概要

- ・令和4年12月21日付けで内閣府令等を改正し、女性活躍推進法に基づく情報公表及び状況把握・分析の必須項目として「職員の給与の男女の差異」を追加（令和5年4月1日施行）

- ・特定事業主は、

(1)女性の職業選択に資するよう、

- (i)職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち「職員の給与の男女の差異」の項目（【図1】(1)⑦）、
- (ii)職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち(i)以外の6項目（【図1】(1)①～⑥）から1項目以上、
- (iii)職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績の7項目（【図1】(2)①～⑦）から1項目以上

を公表

(2)特定事業主行動計画の策定・変更にあたって、

- (i)職業生活に関する機会の提供に関する状況のうち5つの必須項目（【図2】(1)①～⑤）、
- (ii)職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する状況のうち4つの必須項目（【図2】(2)①～④）

を把握・分析するとともに、

- (iii)必要に応じて、(i)及び(ii)の項目以外の項目（【図2】(1)⑥～⑮及び(2)⑤～⑧）の状況を把握・分析

【図1】情報公表に係る改正事項

	項目
(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供	①採用した職員に占める女性職員の割合
	②採用試験の受験者の総数に占める女性の割合
	③職員に占める女性職員の割合
	④管理職に占める女性職員の割合
	⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（併せて、その伸び率）
	⑥中途採用の男女別の実績
	⑦職員の給与の男女の差異 新たに必須項目とする
(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備	①離職率の男女の差異（併せて、離職者の年代別男女別割合） （平均継続勤務年数の男女の差異）
	②内部部局等に勤務する職員（「管理職／管理職以外」ごと）の一月当たりの平均超過勤務時間、超過勤務の上限を超えた職員数（併せて、内部部局等以外に勤務する職員に係る同様の事項）
	③職員（管理職以外）の一月当たりの平均超過勤務時間、超過勤務の上限を超えた職員数
	④男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況
	⑤男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況
	⑥年次休暇等の取得状況
	⑦職員のまとめりごとの年次休暇等の取得状況

6項目から1項目以上を公表

7項目から1項目以上を公表

【図2】状況把握・課題の分析に係る改正事項

	項目
(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供	①採用した職員に占める女性職員の割合
	②管理職に占める女性職員の割合
	③各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率
	④セクシュアルハラスメント等対策の整備状況
	⑤職員の給与の男女の差異 新たに必須項目とする
	⑥採用試験の受験者の総数に占める女性の割合
	⑦職員に占める女性職員の割合
	⑧配置の男女別の状況
	⑨人材育成を目的とした教育訓練の男女別の受講の状況
	⑩職場風土等に関する意識
	⑪各役職段階から一つ上の役職段階に昇任した職員の男女別割合
	⑫人事評価の結果における男女の差異
	⑬中途採用の男女別の実績
	⑭中途採用者を管理職に任用した男女別の実績
	⑮臨時・非常勤職員の研修の男女別の受講の状況
	(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備
②職員の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数（「管理職／管理職以外」「内部部局等／内部部局等以外」ごとの把握）	
③男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況	
④男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況	
⑤職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度の男女別の利用実績	
⑥在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の男女別の利用実績	
⑦職員（管理職以外）の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数（部署ごとの把握）	
⑧年次休暇等の取得状況	

必須項目
(黄色セル)

2. 職員の給与の男女の差異の算出及び公表の方法（主な事項）

- ・男性職員の給与の平均に対する女性職員の給与の平均を割合（％）で示す。
- ・「任期の定めのない常勤職員」、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」及びこれらを総計した全職員の区分で公表
また、「任期の定めのない常勤職員」については、役職段階別及び勤続年数別による職員の給与の男女の差異を公表
各特定事業主の実情に応じて、更に詳細な区分により公表することも可能
- ・新たな年度が開始した後、当該年度の前年度の職員の給与の男女の差異の実績について、おおむね3か月以内に公表することとしており、初回の公表については、令和4年度の職員の給与の男女の差異の実績について、令和5年6月末までにHP等で公表することとなる。
- ・詳細は「地方公共団体における職員の給与の男女の差異の算出及び公表の方法について（通知）」（令和4年府共第810号・総行女第31号）を参照